

令和2年度国立研究開発法人建築研究所調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、国立研究開発法人建築研究所（以下、「建築研究所」という。）は、事務・事業の特性を踏まえ、PDC Aサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和2年度国立研究開発法人建築研究所調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 令和元年度の契約状況

建築研究所における令和元年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は96件、契約金額は23.4億円である。また、競争性のある契約は78件（81.2%）、22.9億円（97.9%）、競争性のない契約は18件（18.8%）、0.5億円（2.1%）となっている。

平成30年度と比較して、契約件数に占める競争性のない契約の割合は、件数、金額ともに改善した。（契約件数で4.5%減少、金額割合で6.8%減少）

表1 令和元年度の建築研究所の調達全体像

(単位：件、億円)

	平成30年度		令和元年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(68.9%) 71	(82.9%) 10.2	(70.8%) 68	(93.6%) 21.9	(△4.2%) △3	(114.7%) 11.7
企画競争・公募	(7.8%) 8	(8.1%) 1.0	(10.4%) 10	(4.3%) 1.0	(25.0%) 2	(0.0%) 0.0
競争性のある契約（小計）	(76.7%) 79	(91.1%) 11.2	(81.2%) 78	(97.9%) 22.9	(△1.3%) △1	(104.5%) 11.7
競争性のない随意契約	(23.3%) 24	(8.9%) 1.1	(18.8%) 18	(2.1%) 0.5	(△25.0%) △6	(△54.5%) 0.6
合計	(100%) 103	(100%) 12.3	(100%) 96	(100%) 23.4	(△6.8%) △7	(90.2%) 11.1

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の（）書きは、令和元年度の対平成30年度伸率である。

(注3) 件数及び金額には、共同調達における他機関契約分を含む。

(2) 令和元年度の一者応札・応募の状況

建築研究所における令和元年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、契約件数は44件（56.4%）、契約金額は18.4億円（80.3%）である。

前年度と比較して、一者応札・応募による契約件数はほぼ同数であるが、応札

者が限られてしまう特定分野における試験体の製作が増加したことなどの理由が考えられる。金額については、契約金額の大きい実験装置整備（16.0億円）の調達案件が一者応札となったためである。（件数は1件の増、金額は10.8億円の増）

表2 令和元年度の建築研究所の二者応札・応募状況

（単位：件、億円）

		平成30年度	令和元年度	比較増△減
2者以上	件数	36 (45.6%)	34 (43.6%)	△ 2 (△5.6%)
	金額	3.6 (32.1%)	4.5 (19.7%)	0.9 (25.0%)
1者以下	件数	43 (54.4%)	44 (56.4%)	1 (2.3%)
	金額	7.6 (67.9%)	18.4 (80.3%)	10.8 (142.1%)
合計	件数	79 (100%)	78 (100%)	△1 (△1.3%)
	金額	11.2 (100%)	22.9 (100%)	11.7 (104.5%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募）を行った計数である。

(注3) 比較増△減の（ ）書きは、令和元年度の対平成30年度伸率である。

(注4) 平成29年度以前における二者応札・応募の全契約に占める割合の推移は、二者応札・応募に対する対策の成果もあり、契約件数では平成29年度40.7%、平成28年度41.5%、平成27年度50.8%であり、金額では平成29年度21.6%、平成28年度21.2%、平成27年度26.7%となっており、近年二者応札・応募の比率は概ね減少傾向にある。

2. 重点的に取り組む分野（【 】は評価指標）

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、少額随契を除く全ての分野について、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

(1) 全ての調達に共通する事項

少額随契を除く全ての調達について、透明性・公平性を確保するとともに、二者応札・応募を改善するため、従来から実施してきた①～⑨について引き続き実施し、過去の発注において類似の発注案件が二者応札・応募だった場合は、更なる公告期間の確保を義務付ける。

【二者応札・応募への改善策として、当該取組を実施する】

- ① 契約審査会による契約案件毎の事前点検及び事後点検の実施
- ② 公告期間の十分な確保
- ③ 応募要件の緩和・見直し
- ④ 履行体制を整える準備期間の十分な確保
- ⑤ タイムリーな調達情報の提供
- ⑥ 発注予定情報の公表
- ⑦ 履行期間の十分な確保
- ⑧ 発注予定情報及び調達情報メールの広報
特に調達情報メールについては、他機関主催の催しにおいても広報を行う
- ⑨ 参考見積による場合、原則2者以上から徴取することを周知・徹底

(2) 他機関との共同調達

共同調達について、経費節減等の観点から、従来より実施している①～③の事項について、令和2年度においても引き続き実施し、経費の節減を目指す。

なお、共同調達に適合する対象がないかどうかを検討し、さらなる対象の拡大も模索する。

【経費の縮減を図るため、当該取組を実施する】

- ①つくば5機関（国土技術政策総合研究所、国土地理院、気象研究所、国立研究開発法人土木研究所（以下「土木研究所」という。）及び建築研究所）による共同調達
 - ・コピー用紙、トイレトペーパー、事務用消耗品、OA用消耗品、物品運送等
- ②国土技術政策総合研究所及び土木研究所との共同調達
 - ・施設管理・運營業務（保全業務、警備業務、清掃業務）
- ③国土技術政策総合研究所との共同調達
 - ・植栽整備その他業務

(3) M P S（マネージド・プリント・サービス）の実施

複写機及びプリンター等出力機器については、経費削減及び情報セキュリティの観点から導入したM P Sについて、職員への経費削減へ向けた意識啓発を行い、更なる運用経費の削減のための取組を行う。

3. 調達に関するガバナンスの徹底（【 】は評価指標）

(1) 随意契約に関する内部統制の継続

随意契約を締結することとなる案件については、事前に法人内に設置された契約審査会（総括責任者は理事長）に諮り、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から審査を受けることとした内部統制を継続して実施する。

【契約審査会において少額随契を除くすべての特命随意契約を対象に審査】

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

①コンプライアンス研修等の開催

発注者綱紀保持を含むコンプライアンス研修を定期的実施し、受講率の向上等を図るための取組を行う。また、新規職員を対象とした講習会において、契約事務の適正化等の説明を行い、周知徹底を図る。

【コンプライアンス研修等の開催、受講率の向上等】

②研究費の適正使用に係る講習会等の実施

新規職員を対象とした講習会及び定例会議において、研究費の適正な使用に関して説明を行うとともに、e-ラーニングを実施し、受講率の向上等を図るための取組を行う。

【研究費の適正使用に係る講習会等の実施、受講率の向上等】

③コンプライアンス携帯カードの配付

引き続き、新規採用者及び転入者にコンプライアンス携帯カードの配付を行う。

【全役職員にコンプライアンス携帯カード配付】

(3) 適正な調達・固定資産の管理のための取組

①調達に関する内部チェックマニュアルの随時改訂

マニュアルの内容について、その時点において適正であるか否か、発生した不

祥事の原因や国立研究開発法人建築研究所会計規程等との整合性の観点からチェックし、必要に応じて、本マニュアルを利用する者が利用しやすいように、さらなる改訂を行う。

【必要に応じた内部チェックマニュアルの改訂】

②固定資産の実査

調達された固定資産及び物品が、担当部署内で適正に管理されていない事態を未然に防ぐため、監査室による固定資産及び物品の実査を行う。

【固定資産及び物品実査の実施】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、理事長を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者 理事長

副総括責任者 理事

メンバー 研究総括監、総務部長、企画部長、総務課長、会計課長、
企画調査課長、情報・技術課長

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、建築研究所のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。